

信用保証トピックス (平成21年1月) ①

「災害復旧融資」にかかる支援継続の取組み

～ 阪神・淡路大震災から14年 債務残高が 2,567 件、185 億円に減少 ～

当協会は、阪神・淡路大震災の復興支援策として平成7年2月から8月まで、災害復旧融資に取組み、47,011件、542,179百万円の保証承諾を行いました。

阪神・淡路大震災から14年が経過するなか、災害復旧融資の償還等は進み、平成20年12月末日現在の保証債務残高は2,567件（保証承諾件数比5.5%）、18,497百万円（保証承諾額比3.4%）まで減少しました。一方、代位弁済は、平成20年12月末日までの累計が、6,619件、50,840百万円となり、承諾代位弁済率は金額で9.4%となっています。

このように震災後14年を経過した現在でも、5%を超える件数が残り、被災中小企業者には震災の影響が消えないなか、現在の世界的な景気後退が、更に企業体力を消耗させているものと推察されます。

このようななか当協会では、下記実績のとおり返済条件の軽減等の条件変更と併せ、「災害復旧融資」に係る「借換融資」の保証取扱いにより、厳しい経営環境にある被災中小企業者に対して、個々の実情に応じたきめ細かな対応を行なっています。

記

○災害復旧融資返済に係る条件変更等（平成17年2月1日～平成20年12月末日）

項 目	件 数	金 額
条件変更*	10,866件	95,848百万円
借換融資	250件	2,455百万円
うち兵庫県	156件	1,562百万円
うち神戸市	94件	893百万円

※条件変更には、同一の保証に対し、複数回取り組みを行っているものを含みます。

